

議案第43号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額 <u>30万7,000円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]	(初任給調整手当) 第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職(採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。)に新たに採用された職員には、月額 <u>30万6,000円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 2 [略]
(通勤手当) 第15条 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの	(通勤手当) 第15条 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの

通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア [略]

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2, 900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5, 800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4, 400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1, 600円

(3) [略]

3～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア [略]

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6, 500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8, 900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上である職員 1万1, 300円に距離5キロメートルを加えるごとに2, 400円を加算した額(その額が5万5, 000円を超えるときは5万5, 000円)

(3) [略]

3～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の82.5 (特定管理職員にあつては、100分の102.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5 (特定管理職員にあつては、100分の47.5) を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375 (特定管理職員にあつては、100分の1.5375) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5 (特定管理職員にあつては、100分の102.5) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の67.5 (特定管理職員にあつては、100分の87.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5 (特定管理職員にあつては、100分の42.5) を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125 (特定管理職員にあつては、100分の1.3125) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5 (特定管理職員にあつては、100分の87.5) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の75</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の45</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第32条の2 第9条から第11条まで、第13条、第14条及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～34 [略]</p> <p>35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.125</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の1.425</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の75</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の82.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第32条の2 第9条から第11条まで、第13条、第14条、<u>第16条</u>及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～34 [略]</p> <p>35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の1.5375</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>377,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>426,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>479,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>542,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>618,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>722,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>845,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	号給	給料月額		円	1	<u>377,000</u>	2	<u>426,000</u>	3	<u>479,000</u>	4	<u>542,000</u>	5	<u>618,000</u>	6	<u>722,000</u>	7	<u>845,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>424,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>541,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>617,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>721,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>844,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	<u>424,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>541,000</u>	5	<u>617,000</u>	6	<u>721,000</u>	7	<u>844,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>377,000</u>																																				
2	<u>426,000</u>																																				
3	<u>479,000</u>																																				
4	<u>542,000</u>																																				
5	<u>618,000</u>																																				
6	<u>722,000</u>																																				
7	<u>845,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>375,000</u>																																				
2	<u>424,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>541,000</u>																																				
5	<u>617,000</u>																																				
6	<u>721,000</u>																																				
7	<u>844,000</u>																																				

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の140</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。
3 [略]	3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項、第15条第2項第2号、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）

第4条第1項の規定は平成26年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項及び附則第35項並びに改正後の任期付職員給与条例第5条第2項の規定は平成26年12月1日から適用する。

(自動車等の使用距離が片道65キロメートル以上である職員に対する経過措置)

- 3 改正後の給与条例第15条第1項第2号に規定する自動車等の使用距離が片道65キロメートル以上である職員については、前項の規定(改正後の給与条例第15条第2項第2号に係る部分に限る。)は、適用しない。この場合において、当該職員に係るこの条例の施行の日の属する月の通勤手当の額は、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。